議案第32号

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

令和3年3月23日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

押印の廃止に伴う所要の改正及び様式の改正等を行うため

(変更及び取消し)

大野市特別支援教育就学奨励費支給要綱 (令和 2 年教育委員会告示第 1 5 号) の 一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (支給開始日及び支給期間) (支給開始日及び支給期間) 第9条 就学奨励費の支給開始日は、 第9条 就学奨励費の支給開始日は、 6月末日までに申請があったものに 6月末日までに申請があったものに ついては当該年度の最初の日以降の ついては支給要件に該当した当該年 日であって、かつ、支給要件に該当 度の最初の日とし、7月以降に申請 があったものについては支給要件に した日とし、7月以降に申請があっ たものについては申請月の最初の日 該当した申請月以降の最初の日とす 以降の日であって、かつ、支給要件 る。 に該当した日とする。 2 [略] [略]

(変更及び取消し)

- 第11条 受給者は、第3条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して特別支援教育就学奨励費受給事由消滅届(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 第11条 受給者は、第3条に規定する支給要件のいずれかに該当しなくなったときは、学校長を経由して特別支援教育就学奨励費辞退届(様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 [略]

2 [略]

様式第1号及び様式第3号を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大野市長 様

住所 氏名

特別支援教育就学奨励費支給申請書

特別支援教育就学奨励費を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務手続を処理することに限り、下記世 帯員の地方税関係情報及び住民登録情報を取得することに同意します。

特別支援教育就学奨励費に係る請求及び受領等に関して必要が生じた場合は、学校長に事務手続を委任します。

仪長に事務手続を安任しより。									
児童生徒氏名									
学校名・学年									
		世帯の	の状況	(年	月	日現在)			
氏名	生	生年月日				職業又は 学校名・学	年	特別支援学級 在籍の有無	
	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
	年	月	日						
※続柄は就学奨励費の対象となる児童生徒からの続柄を記入してください。									
通学費明細									
※最も経済的な通常 の経路・方法により通学する交通費	t l								
振込希望口座									
金融機関名	支店名		口座種別			口座番号	口座	口座名義 (カナ)	
			普通	道・当座					

[※]振込希望口座の通帳(口座情報が記載されているページ)のコピーを添付してください。ただし、前年度も特別支援教育就学奨励費を受給しており、口座の変更がない場合は不要です。

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名

特別支援教育就学奨励費受給事由消滅届

下記の理由により、特別支援教育就学奨励費の受給事由が消滅したので届け出します。

記

- 1 対象児童生徒
 - 学校名

学 年 年

氏 名

- 2 受給事由消滅の理由
- 3 理由発生年月日

年 月 日